平成２５年（フ）第１０５０号
京都市伏見区深草フケノ内町５番地３美濃ハイツ105号室
債務者　山下　伸之
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目23番地の９　マインハイツ105号、前住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目１番13号
債務者　山下　周志
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０３号
兵庫県西宮市河原町５番36―303号
債務者　神宮　司子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９８号
奈良市南京終町７丁目595番地の17　シャルマンクロベⅢ301号
債務者　乾　　卓弘
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７３号
広島県尾道市向東町14703番地162
債務者　山廣　静子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
愛媛県松山市北井門３丁目14番28号　グループホームいしい
債務者　松本　幸長
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４５号
愛媛県松山市東長戸３丁目11番42号
債務者　奥田　文夫
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７５号
愛媛県松山市古三津２丁目14番２号
債務者　岡田　　薫
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
高知県須崎市下分甲2032番地２
債務者　前田　良二
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第７６号
福岡県田川郡香春町大字高野866番地２
債務者　村上　進介
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２１８号
佐賀県小城市芦刈町芦溝15番地18　サクセス12―104号
債務者　鶴田美紀子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤1651番地280
債務者　山本美佐子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
岩手県北上市北鬼柳21地割93番地３　市営北鬼柳住宅１―406号、旧住所岩手県北上市大通り４丁目４番１―206号　コーポサンシャイン81
債務者　藤間　妙子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第５８号
岩手県北上市常盤台４丁目11番29号
債務者　阿部　忠之
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１１５号
茨城県取手市白山４丁目７番27―Ｂ３号　サンパレス
債務者　成宮弘治こと　ＮＡＲＵＭＩＹＡ　ＨＩＲＯＪＩ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
茨城県取手市取手２丁目１番26―405号、前住所秋田県横手市大屋新町字中野43番地４
債務者　武藤　　敏
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
長野県安曇野市穂高有明3495番地12
債務者　務基　賢吉
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
長野地方裁判所松本支部